

「特定技能」外国人労働者の受け入れの現状

しゅ こう ろ
朱 廣露

交通経済研究所副主任研究員

■特定技能とは

「特定技能制度」は、深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上と国内人材の確保のための取組みを行っても人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れることを目的とし、2019 年 4 月に運用が開始された。

特定技能には「特定技能 1 号」と「特定技能 2 号」の二種類がある。特定技能 1 号の在留資格を取得すれば、日本で最長 5 年間の就労が可能となる。また、在留期間の更新回数に制限のない特定技能 2 号は、家族の帯同や永住資格の取得も可能となる。

特定技能の対象分野は介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業などに加え、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業、リネンサプライ、物流倉庫、資源循環が追加され、現在 19 の特定産業分野まで拡大されている。

■特定技能 1 号の受け入れ見込み数

特定技能では、所管省庁が関連専門職団体との協議を通じて、どの職種・分野を指定するかを決定する。分析には、労働力不足のシグナル、今後の労働供給に関する過程、技能認定要件及

び関連試験などが考慮される。なお、ある分野や職種を対象にするかどうかの決定は、労働需要に関連するだけでなく、生産性向上の政策目標にも関連する。

特定技能 1 号の受け入れ見込み数は、産業分野ごとの人材不足を定量的に推計し、生産性向上の取組みや国内人材で補えない人数を基準として、各分野 5 年後の産業需要などを踏まえ、以下の計算式で算出されている。

受け入れ見込み数 = 5 年後の人手不足数 -
(生産性向上 + 国内人材確保)

景気変動や雇用情勢の大幅な変化がなければ、分野別運用方針で定めた 5 年間の受け入れ見込み数を厳格な上限として運用する。大きな経済情勢の変化があった場合は、受け入れ見込み数の見直しを行うことが考えられる。実際、新型コロナウイルス感染症の影響により、制度開始時（2019 年）の受け入れ見込み数と実際の受け入れ状況に乖離が生じたため、2022 年 8 月に全分野の受け入れ見込み数を見直した。その後、制度開始時に設定した 5 年間の受け入れ見込み数の期間が終了したことから、2024 年 3 月には新たな 5 年間の受け入れ見込み数が再設定された。

■特定技能 1 号の受け入れの現状

本年 4 月 13 日、政府は外食業向けの新規受

け入れ停止を発表した。受け入れ見込み数の 5 万人に対して上限に達する見込みとなったため、4 月 13 日以降に受理した申請を不許可とする運用に踏み切った。新規入国だけではなく、他の在留資格などからの変更もできなくなった。外食業以外に、飲食料品製造業、建設、介護、農業、航空、自動車整備の分野においても外国人労働者数が順調に伸び、受け入れ見込み数に対する充足率が 5 割を超え、一部特定産業内での成長が顕著である。

表 1 分野別特定技能 1 号の受け入れの現状				
所管省庁	分野	受け入れ見込み数	外国人労働者数	充足率
農水省	外食業	50,000	47,714	95.4%
農水省	飲食料品製造業	133,500	96,367	72.2%
国交省	建設	76,000	51,055	67.2%
厚労省	介護	126,900	74,745	58.9%
農水省	農業	73,300	39,950	54.5%
国交省	航空	4,900	2,577	52.6%
国交省	自動車整備	9,400	4,925	52.4%
国交省	造船・舶用工業	23,400	11,471	49.0%
農水省	漁業	14,800	4,842	32.7%
経産省	工業製品製造業	199,500	59,038	29.6%
厚労省	ビルクリーニング	32,200	9,202	28.6%
国交省	宿泊	14,800	2,207	14.9%
国交省	鉄道	2,900	59	2.0%
国交省	自動車運送業	22,100	333	1.5%
農水省	林業	900	8	0.9%
農水省	木材産業	4,500	34	0.8%

注 1) 受け入れ見込み数は 2026 年 1 月に閣議決定(2029 年 3 月までの受け入れ見込み数)
注 2) 外国人労働者数は 2026 年 3 月末時点の速報値
注 3) 充足率とは受け入れ見込み数に対する外国人労働者数の割合
出典) 出入国在留管理庁ウェブサイト

■在日外国人労働者数の推移（2008～2025 年）

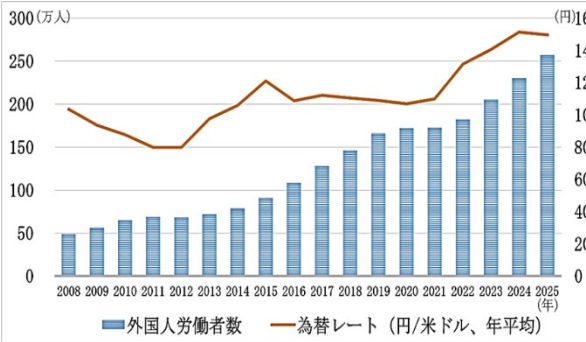
2008 年以後の在日外国人労働者数の推移を整理する。まず、外国人労働者数は、2008 年の 486,398 人から 2025 年の 2,571,037 人へと約 5.3 倍に増加し、長期的に拡大傾向を示している。特に 2015 年以降は増加ペースが加速し、2016 年には前年比 19.4% 増、2017 年には 18.0% 増を記録するなど、大幅な伸びが見られた。一方、新型コロナウイルス感染症の影響を

受けた 2021 年には増加率が 0.2% まで低下したが、2022 年以降は再び増加基調に転じ、2024 年以降は 10% を超える高い増加率を維持している。

そして、国籍別では、2008 年から 2019 年まで中国が最大の割合を占めていたが、2020 年以降はベトナムが中国を上回り、最大の外国人労働者供給国となった。2025 年 10 月末時点では、ベトナムが 605,906 人、中国が 431,949 人、フィリピンが 260,869 人となっている。このことから、外国人労働市場における主要な供給国は、中国からベトナムを中心とした構造への変化が表れている。

日本国内の人手不足、外国人材受け入れ制度の整備、企業の採用拡大などを背景として、在日外国人労働者数が長期的に増加しているが、近年の円安は、日本で得られる賃金の外貨換算価値を低下させるため、外国人労働者にとって日本就労の経済的魅力を弱めるはずだ。しかしながら、図 1 からは、2022 年以降、円安が進行したにもかかわらず、外国人労働者数は引き続き増加傾向にあることが確認できる。このことから、円安というマイナス要因を上回る日本で働く魅力が複数あったと考えられる。また、この増加傾向は、日本の労働市場が好条件にあることへの反応とも言える。

図 1 在日外国人労働者数と為替レートの推移（2008～2025 年）



出典) 外国人労働者数は厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況のまとめ」
為替レートは IMF Data

■スキル・モビリティ・パートナーシップ からみる特定技能の今後

国際機関が提唱するスキル・モビリティ・パートナーシップ(Skill Mobility Partnership: 以下 SMP)とは、人材の育成(スキル開発)と国際的な労働移動(モビリティ)を組み合わせ、送り出し国・受け入れ国・労働者・雇用主のすべてが利益を得られることを目指す国際的な枠組みである。特定技能制度は、海外での日本語教育や送り出し国との協力覚書の締結、特定技能評価試験を通じた技能確認、来日前後の教育・支援などから、SMP と共通する要素がいくつか見られる。

外食業分野における新規受け入れ停止から 4 か月が経過した。特定技能制度への認知が広がるにつれ、制度に対する関心も一層高まっている。この制度が持続可能で、公正かつ産業を支える実効性のある外国人材制度となるためには、単なる人手不足対策にとどまらず、人材育成、適正な労働条件の確保、キャリア形成支援を一体的に推進することが重要である。さらに、送り出し国との連携を強化し、技能形成と国際的な人材移動を両立させる SMP の考え方を取り入れることで、送り出し国、受け入れ企業、外国人労働者のすべてが利益を享受できる制度へと発展していくことが期待される。